

第15回全国通関士模試

公益財団法人 日本関税協会

— 採点結果の講評 —

本模試では、本年7月に財務省より公告された「第48回通関士試験受験案内」に基づいた出題形式に即した形で予想問題を出題しました。

模試の採点結果をみると、当協会が設定した合格基準（通関業法、関税法等、通関実務の3科目でそれぞれ満点の6割以上）を満たした受験者は全体の8.7%（3科目受験者では7.9%）で、昨年の第47回通関士試験の合格率（11.7%）と比較するとやや低いものとなりました。本模試は本試験1.5ヶ月前の能力ですから妥当な難易度といえるでしょう。

なお、ケアレスミスが散見され、通関実務では、記入注意事項に「該当する位に記入すべき数値がない場合は、「0」をマークすること」と明記してあるにもかかわらず、「0」をマークしていないケースが今回も少なからず見られたほか、解答欄のマークミス（誤り・不鮮明等）によって得点が取れていないこととなるケースがある等、自己採点とは異なる結果になった方もいると思います。本試験においてもマークシートの「記入上の注意」等をよく読み、記載されている注意事項に従って記入するように心がけてください。解答は正解しているにもかかわらず、マークミスのために不正解となるのは非常にもったいないことです。

また、設問が択一式であるにもかかわらず、解答を複数選択している方も若干いましたので、注意しましょう。

本模試の判定はあくまでも参考ですので、判定結果に一喜一憂することなく、残りの2週間を悔いの残らないように頑張り通し、本試験で栄冠を勝ち取ってください。

I 通関業法

【総体的事項】

■総評

通関業法全体の正解率は64%で、65%の方が合格基準に達していました。

■語句選択式

語句選択式全体の正解率は75%で、この問題形式では十分の成績にいま一歩でした。合格しようとする個々人のベースでは80%は欲しいところです。

■複数肢選択式

複数肢選択式全体の正解率は34%でした。個々人のベースでは40%は欲しいところです。

複数肢選択式は、その解答数が2つ又は3つのいずれになるのかということで悩んだ方が多かったこともあります。このような結果になったものと考えられます。

■択一式

択一式全体の正解率は51%で、やや低調でした。個々人のベースでは70%は欲しいところです。

【個別事項】

問題のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

■語句選択式

第1問（通関業法の目的等） 正解率：イ-59% ロ-81% ハ-92% ニ-83% ホ-84%

通関業法の目的（同法第1条）、通関業務（同法第2条）及び通関業の許可（同法第3条）については、ほぼ正確な理解ができているようです。

ただし、イについては、正解の「⑤規制」に対し、「⑪範囲」とする回答もかなりありましたが、同法の目的としては単に「通関業務の範囲」を定めるというのではなく、通関業務の適正な運営及び適正・迅速な通関手続の実施の観点から、その「業務の規制」について定めるものであることを確認してください。

第2問（通関業の許可の基準） 正解率：イ-87% ロ-82% ハ-84% ニ-93% ホ-94%

通関業の許可の基準については、かなりしっかりとした理解ができているようです。取りこぼしのないよう試験には落ち着いて臨んでください。

第3問（通関士の設置及び通関士による審査） 正解率：イ-64% ロ-79% ハ-75% ニ-97% ホ-90%

通關士の設置及び通關士による審査については、かなりしっかりとした理解ができているようです。

なお、イについては、正解の「⑦税關長の承認」のほか「⑥税關長の許可」とする答えもかなりありました。また、「許可」、「承認」、「確認」等の語句を正確に理解することが必要です。引っ掛け的な問題であり、十分な注意が必要です。

(注) 「許可」 法令により特定の行為が一般的に禁止されている場合に、公の機関が特定の場合に解除し、適法にこれをすることができるようとする行為（通関業の許可、営業所の新設の許可、輸出入の許可等）

「承認」 一定の行為をしようとする場合に、公の機関の同意を得て、適法にこれをすることができるようとする行為（専任通関士の設置義務免除の承認、特例輸入者の承認等）

「確認」 公の機関が法律事実又は法律関係の存否を認定すること（通関士の確認）

第4問（検査の通知、押印等の効力） 正解率：イ-39% ロ-25% ハ-88% ニ-77% ホ-18%

税関による検査の通知、通関業者による押印等の効力に関しては、より正確な理解のため、法令、テキスト等を再チェックし、更なる努力を要する結果となっています。

イについては、正解の「⑨通関手続」よりも「⑧通関業務」を選択する方が多く見られましたが、これら用語に関しては、通関業法第2条（定義）及び第16条（検査の通知）の規定を改めてチェックしてください。

ロについては、正解の「⑩積戻し申告」よりも「⑨通関手続」を選択する方が多く見られましたが、通知を要する検査は、関税法第67条の検査その他特に重要なものに限定されており（通関業法第16条、同法施行令第7条）、「⑨通関手続」では、検査の通知を必要としない通関手続も含まれることになり、適切ではありません。

ニについては、正解の「②解してはならない」よりも「⑭みなされない」を選択する方が多く見られましたが、法令上「みなす」や「みなされない」は、一定の法律関係について、ある事物と性質を異にする他の事物を同一視して、そのある事物について生ずる法律効果をその他の事物について生じさせることをいうものとされており、正確な理解が求められます。

第5問（記帳、届出、報告等） 正解率：イ-85% ロ-55% ハ-80% ニ-81% ホ-82%

通関業者による記帳、届出、報告等に関しては、かなり理解ができているようです。

ロについては、「⑥提出」を選択する方が正解の「④作成」と同じくらいありましたが、通関業務に関する書類については、税関による通関業者に対する適切な監督、指導のため、その保存が義務付けられているものであり、通関業者の利便も考慮し、その作成の日（書類に記載されている作成の日付）後3年間保存するものとされています（通関業法施行令第8条第2項、第3項）。

■複数肢選択式

第6問（通関業務） 正解率：43%

通関業者による「通関業務」の範囲は、最も基本的な事項であり、正確な理解が求められます。

2の「保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に外国貨物を置くことの承認申請手続」を非該当とする方が多く見られましたが、当該手続は、課税物件の確定（関税法第4条第1項第1号）、外国貨物の長期蔵置（同法第43条の3）等に係るものであり、輸出入申告、特例申告、修正申告等の通関手続とともに「通関業務」とされています（通関業法第2条第1号イ（1））。「通関業務」には、不服申立て、税關官署に対する主張・陳述及び通關書類の作成も含まれますが（同号イ（2）、（3）、ロ）、いずれも最も重要な税關手續とされているものです。

第7問（通関業の許可の申請） 正解率：45%

通関業の許可を受けようとする者に対しては、通関業務の適正な運営等の観点から、どのような事項や書類が求められているのか理解することが肝要です。

5については、「通関業許可申請書」には従業者の数を記載することにはなっていませんが（通関業法第4条第1項）、当該申請書には「通関業務の従業者の名簿」も添付して提出することになっていますので、混同しないよう注意が必要です（同条第2項、同法施行規則第1条第4号）。

第8問（記帳、届出、報告等） 正解率：45%

通関業者による記帳、届出、報告等に関するものですが、正解率は、第5問と比べ、若干低調でした。

1又は2を正しい記述とする解答も多くありましたが、「営業所ごとの帳簿の備付け」や「帳簿書類の3年間の保存」は、通関業者として基本的な事項であり、改めて整理し正しい理解に努めてください。

第9問（通関士の資格の喪失） 正解率：17%

通関士がその資格を喪失する事由について問うものですが、正解率が極めて低調でした。

1については、通関士の確認は、その通関業者の営業所の所在地を管轄する税関長にその確認を受けなければならないものとされており（通関業法第31条第1項）、同一法人内であっても、他の税関の管轄区域内にある営業所に異動した場合には、通関士の資格を喪失することになります。通関業の許可や営業所の新設許可も同様に、税関長ごとに受けなければならない（同法第3条第1項、第8条第1項）、併せて整理すると効果的です。

第10問（通関士に対する懲戒処分） 正解率：21%

通関士の法令違反等に対する懲戒処分に関しては、更なる努力を要する結果となっています。

特に5については、通関士に対して懲戒処分をしたときは、処分の内容と理由を記載した「処分通知書」をもって通関業者を経由して通関士に通知するものとされており（通関業法基本通達35-3）、極めて紛らわしい手続となっていますので、十分に注意してください。

■択一式

第11問（通関業の許可） 正解率：72%

通関業の許可の要否、手続等については、概ね適正な理解ができているようです。

なお、4については、通関業法基本通達3-8に規定されている「通関業の譲渡、相続、合併又は分割」に関するものですが、①新たな許可を要しない場合と②新たな許可を要する場合を改めて確認しておいてください（通関業法テキストP11参照）。

第12問（通関業の許可の欠格事由） 正解率：69%

通関業の許可の欠格事由についても、ほぼ適正な理解ができているようですが、通関業の許可の取消し、通関士の欠格事由、資格の喪失等とも共通するものであり、これらを比較考量しながら整理するより効果的です。

なお、3について通関業の許可の欠格事由に該当する記述であるとする方が多く見られましたが、破産手続開始の決定を受けた者（破産者）は、その通関業の許可が消滅することになっています（通関業法第10条第1項第3号）、破産者であっても復権を得た者は、欠格事由に該当する者ではありませんので、十分注意が必要です（同法第6条第2号）。

第13問（営業区域の制限） 正解率：54%

通関業者の営業区域の制限については、今一步の努力が必要な水準にあります。

4について、通関業者は、通関業の許可に係る税関の管轄区域内においてのみ、通関業を営むすなわち「通関業務」を行うことができることになっており、「関連業務」については、誰でも行うことができる業務として、このような制限が設けられていませんので、留意してください（通関業法第9条）。なお、同一人から依頼を受けた通関業務とその他の税関手続で相互に関連するものは、その通関業の許可に係る税関の管轄区域外においても、通関業務を行うことができるものとされています（通関業法テキストP22 参照）。

第14問（通関業の許可の消滅及び取消し） 正解率：61%

通関業の許可の消滅及び取消しについても、ほぼ理解ができているようですが、今一步の努力が求められる水準にあります。

2については、通関業の消滅公告（通関業法第10条第2項）と通関業者であった者への通知の混同を誘う出題です。3については、通関業の許可の消滅又は取消しに際しての通関手続の処理に関するものですが、「通関業の許可の消滅」に際しては、現に進行中の通関手続については引き続き許可を受けているものとみなされ、手続を続行することとされています（通関業法第10条第3項）。一方、「通関業の許可の取消し」（同法第11条、第34条）及び「許可の期限の経過による通関業の許可の消滅」（テキストP11）に際しては、現に進行中の通関手続であっても、手続を続行することは認められませんので、改めて整理し正しい理解に努めてください。

第15問（通関士の設置） 正解率：41%

通関士の設置義務は、通関手続の適正・迅速な実施を確保しようとするものであり、その設置基準、通関士の補充等については、出題率も特に高い分野ですが、今一步の努力が必要な水準にあります。

特に、1について誤った記述であるとする方が多く見られましたが、通関士の設置に係る営業所の所在地と通関業務を行う地域の関係は、次の表のとおりとなっています（通関業法第13条第1項）。

（通関士の設置の要否）

	通関士の設置を要する 地域における通関業務	その他の地域にお ける通関業務のみ	一定種類の貨物の 通関業務のみ
通関士の設置を要す る地域にある営業所	要	不要（地域限定）	不要（貨物限定）
その他の地域にある 営業所	要	不要（地域限定）	不要（貨物限定）

第16問（更正に対する意見の聴取） 正解率：40%

更正に関する通関業者からの意見聴取に関するものですが、今一步の努力が必要な水準にあります。

税関長が更正をする場合において、その通関業者に対して意見を述べる機会を与えなければならないのは、納税申告に係る貨物の、①関税率表の適用上の所属の相違、②課税価格の相違、③関税関係法令の適用上の解釈の相違、に基因する増額更正に限られています。また、その関税額の増額が単なる計算又は転記の誤りその他これに類する客観的に明らかな誤りに基因するものである場合には、この限りでないとされていますので、しっかりと押さえておいてください（通関業法第15条）。

第 17 問（通関業者及び通関士の義務） 正解率：40%

通関業者及び通関士に係る種々の義務についても、今一歩の努力が必要な水準にあります。

3を誤っている記述とする方が多く見られましたが、通関業法上「秘密」とは、①通関業務を行うに当たって依頼者の陳述又は文書等から知り得た事実であって、②一般に知られておらず、かつ、③知られないことについて依頼者又はその関係者に利益があると客観的に認められるものをいうとされていますので（通関業法基本通達 19－1（2））、改めて整理しておいてください。

第 18 問（通関士の確認） 正解率：63%

税関長による通関士の確認については、ほぼ理解が進んでいるようです。

4については、税関長による確認が「通関士の欠格事由に該当しないこと」を目的として行われるものであり、関税法第108条の4から第112条までの規定に該当する違反行為をした者は、当該違反行為があった日から2年を経過しない限り、通関士の欠格事由に該当し、税関長による通関士の確認を受けることができないこととされています（通関業法第31条第1項、第2項第2号、第6条第4号イ）。

この欠格事由に類似するものとして、関税法第108条の4から第112条までの規定又は偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れること等に関する罪を定めた規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられ、又は通告処分を受けた者は、その刑の執行を終わった日、通告の旨を履行した日等から3年を経過しないときは、通関士の欠格事由に該当し、税関長による通関士の確認を受けることができないこととされていますので、混同しないよう注意が必要です（通関業法第31条第2項第1号、第6条第4号イ、ロ）。

第 19 問（通関業者に対する監督処分） 正解率：44%

通関業者の法令違反等に対する監督処分に関しては、今一歩の努力が必要な水準にあります。

5については、第14問の解説を参照して下さい。」

第 20 問（罰則） 正解率：24%

罰則の内容、公訴提起、両罰規定等についての理解度を問うのですが、正解率が極めて低調でした。

3については、通関業者に対する監督処分又は通関士に対する懲戒処分により、十分にその防止及び取締りをすることができる違反行為として、罰則が設けられていないものに関するものです。このような行為には、①通関業者又は通関士の信用・品位を害するような行為をした場合（通関業法第20条）のほか、②所定の手続を経ないで営業区域外で業務を行った場合（同法第9条）、③通関士の設置を要する営業所に通関士を設置しない場合（同法第13条）等がありますので、法令、テキスト等を再チェックしてください。

4については、公訴提起の前提となる「告訴」に関するものです。秘密を漏洩する罪（同法第41条第1項第3号）については、秘密保護の観点から、被害者からの告訴がなければ公訴を提起することができないものとされていますが（同条第2項）、通関業法上の他の罪についてはこのような規定はありませんので、注意が必要です。

II 関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び 外国貿易法（第6章に係る部分に限る。）

【総体的事項】

■総評

関税法等全体の正解率は49%であり、30%の方が合格基準に到達していました。

■語句選択式

語句選択式全体の正解率は64%でした。合格のためには個々人のベースでは80%は欲しいところです。

通常学習する頻度が少ない分野についても語句選択式の問題は出題されますので、他の分野のバランスを見ながらフォローするよう心がけましょう。

■複数肢選択式

複数肢選択式全体の正解率は26%で、極めて低調でした。個々人のベースでは40%は欲しいところです。これは、基礎的な事項についての理解が不十分であるためだと考えられますので、更に学習する必要があります。

■択一式

択一式全体の正解率は39%で、低調でした。個々人のベースでは70%は欲しいところです。

これも複数肢選択式と同様に、基礎的な事項についての理解が不十分であるためだと考えられますので、更に学習する必要があります。

【個別事項】

問題のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

■語句選択式

第1問（定義） 正解率：イ-6% ロ-40% ハ-90% ニ-88% ホ-45%

この問題は、関税関係法令の解釈・適用のための定義に関するものですが、より正確な理解のためにには、関税法第2条（定義）を再チェックしておくことが必要です。

特に、ロについては、正解である「⑩保税地域」に対し、「④外国の排他的経済水域の海域」とする方が多数見られましたが、当該海域は公海の一部とされており（同法第2条第2項）、文脈として成り立たません。

また、ホについては「⑭輸出の許可」が正解ですが、「⑯輸入の許可前における貨物の引取りの承認」とする方も同程度見られました。当該承認を受けた外国貨物は、関税法の適用上、同法第4条（課税物件の確定の時期）、同法第5条（適用法令）等の規定を除くほか、内国貨物とみなされることになっていますので、注意して下さい（同法第73条第3項）。

第2問（関税の法定納期限） 正解率：イ-63% ロ-70% ハ-38% ニ-71% ホ-73%

ハの正解答以外については6割以上の方が正しく選択できていました。ハの正解答を⑦の更正通知書とすべきところを⑯の納付通知書を選択された方が多くおられましたが、第2問の3の文中の「当該

関税に係る同法第7条の17（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知）の書類」は、関税法第12条第8項（法定納期限の定義）第3号に規定する書類で「納付通知書」のことをいいますので、⑭の納付通知書を選択すると重複することとなり、間違いますので注意が必要です。

第3問（認定通関業者） 正解率：イ-78% ロ-32% ハ-40% ニ-96% ホ-58%

認定通関業者の意義、認定申請手続等に関するものですが、一部の正解率が極めて低調でした。

ロについては、「⑦適正かつ確実」が正解ですが、「⑧適正かつ迅速」とする方の方が多数見られました。認定通関業者は、その信頼性が重視されることから、「迅速」よりも「確実」が肝要であることに留意してください（関税法第79条第1項）。

また、ハについても、「①いずれかの」が正解ですが、「⑤最初の」とする方の方が多数見られました。認定通関業者の認定は全国一体ですので、いずれの税關長にも申請できるように便宜が図られています。

第4問（課税価格の決定） 正解率：イ-60% ロ-90% ハ-88% ニ-90% ホ-63%

全体の平均値としては、まずは正解率といえますが、正解率の低かった設問（イ）と（ホ）の解答状況を見ると、次のとおりです。

（イ）の正解は、「②関税その他の公課」です。間違いの多かったものとしては、⑪延払金利（11%）、⑨通関手数料（6%）、⑦港湾事業者の利用料金（6%）がありました。根拠条文（関税定率法第4条第1項本文かつこ書き）をしっかりと覚えて下さい。

（ホ）の正解は、「⑫取引価格」です。間違いの多かったものとしては、③現実支払価格（23%）、④仕入書価格（10%）がありました。似たような言葉が並んでいるときは、特に注意が必要です。

第5問（外国為替及び外国貿易法の制裁） 正解率：イ-50% ロ-36% ハ-75% ニ-50% ホ-42%

この出題は、外国為替及び外国貿易法に違反した場合の制裁に関するものですが、正解率の平均は51%と今一つでした。

1のイの正解「⑦輸出」を選択した方は50%に留まり、誤りの「⑨輸出又は輸入」を選択した方が45%もありました。ここで経済産業大臣の「許可」という用語が出てきていますが、外国為替及び外国貿易法上、貨物の輸出入で「許可」は「輸出」にしかなく、「輸入」にはないことをきっちり押さえておきましょう。

イを間違えた方が多かった影響が、ロ、ニ、ホにも及び、ロの正解「⑤3年」、ニの正解「⑨輸出又は輸入」、ホの正解「③1年」を選択できた方はそれぞれ、36%、50%、42%に留まりました。

経済産業大臣の「許可」を受けないで貨物を輸出した場合は、「3年以内」の期間を限り経済産業大臣は「輸出」を行うことの「禁止」を行うことができ、「貨物の輸出又は輸入」に関し、この法律（=外為法）、この法律に基づく命令（=輸出貿易管理令、輸入貿易管理令等）等に違反した者（=輸出の承認又は輸入の承認を受けずに輸出又は輸入した者等）に対して、経済産業大臣は「1年以内」の期間を限り、「輸出又は輸入」を行うことを「禁止」することができます。輸出の許可は安全保障に係るものであるので、その無許可輸出は無承認の輸出や無承認の輸入と比べ、重い制裁が課せられることになっていることに留意しましょう。

■複数肢選択式

第6問（関税に係る賦課権の期間制限及び徴収権の消滅時効） 正解率：8%

正解答（正しいもの）である2、3及び4について、個々にはそれぞれ全体の5割の方が正しいものとして選択されていましたが、全て正しいものとして選択できた方は非常に少ない結果となりました。更に、誤りである「1」を正しいものとして選択された方が全体の54.4%、同じく「5」を選択された方が13.4%おられましたので、正解率の低下に大きな影響を与えております。

この問題は、平成23年度法律改正が行われたところでもあり、再度、関税法第14条等の条文を読み直し、内容を正確に把握することが望れます。

第7問（輸出通関） 正解率：41%

正しい記述は「2、5」ですが「4」を正解に選択された方が40%と多く見受けられ、この結果、「2、4、5」を選択された方が17%を占めました。

設問4の記述の正誤の判断となる箇所（「船側渡し価格」⇒「本船甲板渡し価格」）をきちんと読みとって下さい。各設問は、輸出申告における基本的な事項ですので、確実に理解して下さい。

第8問（輸入通関） 正解率：31%

正しい記述は「1、2、3」ですが「1、2」又は「1、3」又は「2、3」の二つを選択された方が32%となっています。複数選択の問題では、正しい記述のすべてを選ぶ必要がありますので、設問の正誤の記述を正しく読み取って下さい。

各設問は、輸入申告における基本的な事項ですので、記述の正誤の箇所を確実に理解して下さい。

第9問（特例申告） 正解率：28%

特例申告制度は、今後通関手続の中核を成すものですが、正解率は極めて低調でした。

特に、「2」については、特例申告貨物に対する特惠関税の適用に関する引掛け的な問題です。しかし、「輸入申告」と「特例申告」（納税申告）を別個にする制度において、税率適用については「特例申告」に係るものであることを再確認しておいてください。

第10問（証明又は確認） 正解率：33%

正しい記述は「1、3」ですが「4」を正解に選択された方が54%見受けられ、この結果、正解を「1、3、4」とされた方が34%を占めました。

設問「4」は、輸入（引取）申告と特例（納税）申告を分離して行う特例輸入申告制度に係る関税関係法令以外の法令（他法令）に関する記述ですが、誤りの記述である「特例申告」に留意して下さい。

第11問（保税蔵置場） 正解率：29%

保税地域に関する基本的な事項を問う問題ですが、正解率は極めて低調でした。

特に、「3」については、保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、制限なく長期にわたって外国貨物のまま置くことを認めると、関税の徴収に支障が生ずることから、当該貨物を最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から2年とされ、特に延長を認められた場合を除き、最長でも通算して2年に制限されていますので、注意してください（関税法第43条の2）。

第12問（減免税制度） 正解率：24%

正解は「1及び5」で、最多解答でしたが正解率は低調でした。「1」「5」を選択できた方はそれぞれ75%、79%と高かかったものの、「3」「4」も選択した方が52%、33%もあったためです。

「3」の関税定率法第14条第10号の再輸入免税貨物は、本邦から輸出された貨物で、性質及び形状が変わっていないことが必要ですが、輸出の際に税関の確認手続は基本的にはないことを再確認しておきましょう。

「4」の特定用途免税の適用を受けた貨物について輸入の許可の日から2年以内に用途外使用を行った場合は、直ちに、用途以外の用途に供した者、又は譲渡をした者から免除を受けた関税が徴収されることになっています。

第13問（課税価格の決定） 正解率：24%

正解率は極めて低調でした。

本問は、正しいものをすべて選ぶ問題で、正解は、「3、4、5」でした。

設問「1」は誤った設問であるにも関わらず、正しいと勘違いした方が多く（53%）、また、反対に正しい記述である設問「5」を誤っていると勘違いした方が（57%）と多くいたことが、このような正解率の数字となったものと思われます。

設問「1」は一見正しそうですが、課税価格となる取引価格とは、買手により売手に対し又は売手のために輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、「その含まれていない限度において定率法第4条第1項に規定する運賃等の額を加えた価格」とされています。本設問では、後段の部分が抜けております。また、設問5は、「4%」という数字と共に文末が二重否定になっている引っ掛け問題ですので、注意して読む必要があります。

第14問（関税率表の解釈に関する通則） 正解率：29%

正解率は極めて低調でした。合格基準に達するには一層の努力が必要です。正解は「1、4、5」ですが、「1、4」を選択した方が10%、「4、5」を選択した方が14%、「1、5」を選択した方が7%いました。これらの方は、通則の理解が不十分のため、正解のすべてを選択できなかったものと思われますから、通則1の所属決定の要件、通則6における号の所属決定要件及び通則5（a）の特定の物品を収容するケースと収容される物品との関係について、再復習するようにしてください。このほか、設問を読み違えたのか、正しい記述である「2、3」を選択した方が7%いました。あわてずに設問をよく確認してから解答するようにしましょう。通則の問題は、必出問題ですから各通則を理解し、完璧に覚えておくことが不可欠です。

第15問（輸出貿易管理令） 正解率：15%

正解は「1及び5」の2つですが、正解率は極めて低調でした。

誤りである「4及び5」が最多解答となり、正解を上回る20%になりました。

個々の選択状況をみると、正解の「5」を選択できた方は64%でしたが、もう一つの正解の「1」を選択できた方は39%に留まり、誤りである「2」「3」及び「4」を選択した方が、22%、29%及び41%もあり、又複数肢選択式であるにも係らず1つしか選択していない方が17%もあったため極めて低調な結果となりました。

輸出貿易管理令は、輸出の許可、輸出の承認、それぞれの特例、それぞれの特例外と似たような制度があり、複雑な仕組みになっています。生半可な知識では何の役にも立ちません。まず、輸出の許可

は国際的な平和及び安全、すなわち安全保障が目的であり、輸出の承認は外国貿易、国民経済の健全な発展、国際約束の履行等を目的としており、その違いを踏まえて、それぞれの違いを比較し、その相違を的確に把握し理解しておくことが重要です。

別表第1の1の項の貨物（武器）は、すべての輸出の許可の特例から除外されており、3の船用品でも然りで、1の仮陸揚げ貨物においては、この1の項の貨物（武器）のみが特例の適用除外貨物であることを再確認しておきましょう。

輸出の承認の特例については必ずその特例の適用除外貨物があり、2の無償の商品見本でも然ります。

輸出の許可も輸出の承認も基本的に世界の全地域向けが規制対象ですが、その例外の一つが輸出の許可での補完的輸出規制（キャッチオール規制）が輸出管理徹底国（ホワイト国）は対象外となっていることと、例外の二つ目が、輸出の承認での冷凍はまぐり（冷凍のあさり及びいがいも含む）がアメリカ合衆国向けのみとの規制となっていること、例外の三つ目として、特定有害廃棄物等が全地域（南緯60度の線以北の公海を除く）となっていることを再認識しておきましょう。

■択一式

第16問（課税物件の確定の時期） 正解率：45%

正解答（正しいもの）は、「3」ですが、「0」と解答した方が18%、誤りである「2」を正しいものとして選択された方が全体の11%、同じく「4」を選択された方が8%及び「5」を選択された方が11%おられましたので、正解率低下に影響を与えておりました。

なお、誤りである「5」を正しいものとして選択された方は「輸入の許可前に国内に引き取られた・・・」ということで、「引取りの時」に課税物件が確定すると考えられたと思いますが、既に「輸入申告をした」ものについては、その輸入申告の時に課税物件が確定していることに注意する必要があります。

第17問（延滞税） 正解率：52%

正解答（誤り）は「3」ですが、正しい内容の「2」を誤りとして選択された方が全体の15%、同じく「5」を選択された方が16%並びに「0」を選択された方が同じく9%おられましたので、正解率の低下に影響を与えました。

「3」を誤りとして選択できなかった方、又は正しい内容の「2」を誤りと選択された方は、通関実務における計算問題とも関連しますので、この機会に正確に把握しましょう。

第18問（輸出通関） 正解率：55%

正しい記述は「3」ですが、正しい記述はないとされた方が26%見受けられました。

本試験では、制度、手続等の各種記述が混ざって出題されることもありますので、輸出通関における制度、手續等をしっかりと理解し、記述の正誤の判断をして下さい。

第19問（輸入通関） 正解率：60%

輸入通関における各種の取扱いに関する記述ですが、正しい記述「4」以外の「1」を選択された方が11%、「3」を選択された方が19%見受けられました。

設問の記述をよく読み、文中の条件的記述に対する結論の記述を正しく読み取って下さい。

第 20 問（輸出申告の特例） 正解率：41%

輸出申告の特例に係る制度の仕組み、手続等に関する理解については、更なる努力を要する結果となっています。

特に「5」については、特定輸出貨物に係る輸出の許可の取消しに関するものですが（関税法第 67 条の 4 第 1 項）、特定輸出申告は、貨物の置かれている場所又は積込予定の開港等の所在地を所轄する税関長に対してすることができるものとされていますが、輸出の許可とその取消しは一体的な処理を要するものであることから、これらは同一の税関長によらざるを得ないものであることを理解することが必要です。

第 21 問（郵便物の輸出入） 正解率：16%

近年、輸出入申告制度及び申告納税方式が導入された郵便物の輸出入手続に関しては、郵便物に係る簡易手続を中心に理解を深めることが肝要です。

「1」については、例外的な取扱いの記述を省いた引掛け的な問題です。しかし、この例外的な取扱いは、課税価格等を把握することが困難である寄贈物品や無償の貸与品等の受取人の便宜を考慮した郵便物の輸出入の簡易手続ですので、しっかり押さえておいてください（関税法第 76 条第 1 項、同法施行令第 66 条、第 3 条第 3 項、第 2 条第 5 項）。

また、「2」については、日本郵便株式会社から名宛人に交付された郵便物に関する引掛け的な問題です。交付を受けた郵便物であっても、①日本郵便株式会社から配達されて、輸入を許可された貨物とみなされる郵便物（同法第 74 条）と、②輸入を許可された貨物とはみなされない郵便物として、保稅地域に入れるため交付を受けた郵便物及び関税の納付前における郵便物の受取りの承認を受けて受け取られた郵便物があることに留意してください（同法施行令第 64 条）。

第 22 問（ATA 特例法） 正解率：40%

ATA 通関手帳（カルネ）による一時輸入手続に関しては、一般的に日頃馴染みの薄い法令かも知れませんが、コンテナー特例法と交互に出題される傾向があります。このため、輸入税の意義、一時輸入の対象物品、一時輸入及び保稅運送の手続、輸入税の徴収等主要な事項を網羅して出題していますので、テキストも参照しながら再確認してください。

特に「4」については、通關手帳が通關用書類及び輸入税の担保として認められるものであることを確認しておいてください。

第 23 問（保稅地域） 正解率：30%

保稅地域における貨物の管理や保稅業務に関する出題ですが、通關手續等に比べて疎かになりがちです。正解率も、極めて低調でした。

特に、「1」については、関税法における「許可、承認」と「届出」の意義について問う問題です。「許可、承認」は、公の機関が法令により禁止、制限されている行為を特定の場合に解除し、適法にこれができるようにする行為（輸出入の許可、特例輸入者の承認等）であり、罰則も適用されますが、「届出」は、公の機関に一定の事柄を知らせる行為であって、一般的に罰則もありません（外国貨物の廃棄届、特例輸出貨物の亡失届等）。

第24問（減免税、戻し税制度） 正解率：16%

正解は「5」ですが、正解率は極めて低調でした。

誤りである「1」、「3」及び「4」を選択した方が、42%、16%及び12%もあったためです。

「1」の違約品を輸出に代えて廃棄した場合に払いもどされる関税の額が納付した関税の全額となるのは、廃棄した残存物が輸入されるとしたときに関税の額がない場合であることに注意しましょう。

「3」の軽減税率の適用を受けた貨物を用途以外の用途に供するときは、税関長の承認を受ける必要がありますが、その申請先は輸入の許可を受けた税関長ではなく、当該物品が置かれている場所の所在地を所轄する税関長であることに留意しましょう。これは、すべての減免税制度において用途外使用の手続（承認ではなく届出の場合もあります）先は、当該貨物が置かれている場所の所在地を所轄する税関長で共通です。これは、当該貨物のある場所の最も最寄りの税關であり、そこで手続きをすればよいと理解すれば覚え易いと思います。

「5」の加工又は組み立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税制度で、製品の輸入申告を当該製品の原材料を輸出した者の名をもって行わなければならない場合があることに留意しましょう。

第25問（課税価格の決定の原則による場合） 正解率：51%

正解率は低調でした。

本問は、間違っているものを一つ選ぶ問題で、正解は「1」でした。

設問「3」を間違いとした方（21%）、「4」を間違いとした方（10%）、「2」を間違いとした方（7%）、間違いを「0」とした方（7%）と、それぞれの設問に対する解答の誤りはそれ程高くないものの、全間に正解しないと1点が採れない問題形式ですので、丁寧に問題を考えるようにしましょう。

第26問（輸入貿易管理令） 正解率：14%

正解は「2」ですが、正解率は極めて低調でした。

誤りである「3」を選択した方が41%で最多解答となり、次いで誤りの「1」を選択したが20%もあったためです。

「3」の輸入承認証の有効期間はその輸入の承認の日から6月であり、有効期間の起算日が交付の日から（4月）とされているのは輸入割当証明書だけであることに留意しておきましょう。

「2」のワシントン条約該当貨物は基本的に輸入承認の特例の除外貨物ですが、再輸入貨物である場合は特例が適用できます。これは元々本邦で日常使用していたものを輸出し、再輸入するだけですので、ワシントン条約の規制の必要性がないと考えれば覚え易いと思います。

「1」の輸入割当てを受けた者から輸入の委託を受けた者が、その貨物を輸入しようとする場合は、一定の要件に該当する場合（経済産業大臣が定める場合や経済産業大臣の確認を受けた場合）はあらためて輸入割当てを受けることなく、輸入の委託を受けた者の名で輸入承認を申請することができます。

第27問（輸出してはならない貨物） 正解率：42%

誤っている記述を選択する問題ですが、誤っている記述がないと選択された方が12%、正しい記述の「2」を誤りの記述に選択された方が12%、同様に「4」が26%とバラバラな解答振りに見受けられました。

誤りの記述である「5」を選択されなかった方々は、輸出してはならない貨物に関する手続、取扱い等を再確認し、理解を深めて下さい。

第 28 問（輸入してはならない貨物） 正解率：23%

輸入してはならない貨物に係る通知、認定手続、供託等に関する問題ですが、正解率は極めて低調でした。出題傾向の高い分野ですので、法令、テキスト等を確認の上再整理してください。

「2」については、回路配置利用権は、国内業界の事情から、輸出してはならない貨物にはされていないとか、輸入差止申立てに代わる輸入差止情報提供制度が執られているとか、他の知的財産権とは異なるものとなっていますので、特に留意が必要です（関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号、第 69 条の 13 第 1 項、同法基本通達 69 の 13-12）。

また、「4」については、疑義貨物に係る見本の検査は、その必要性等所定の要件に該当する場合には、承認をするものとされていますが、当該貨物が輸入してはならない貨物に該当することが明らかな場合には、承認をしないものとされています（同法第 69 条の 16 第 2 項）。一種の引掛け問題ですので、細心の注意を要します。

第 29 問（不服申立て） 正解率：60%

不服申立ての対象処分、申立て期限、審査会への諮問等に関する出題ですが、概ね理解されているようですが、今一層の努力が必要です。

「3」については、第 1 審である税關長に対する異議申立ての期間は、若干の余裕をみて、2 月以内とされ、第 2 審である財務大臣に対する審査請求は、既に手続に入っているので、1 月以内とされています（関税法第 89 条第 2 項、第 90 条）。

「4」については、財務大臣が関税等不服審査会に諮問しなければならないこととされる処分等は、財務大臣による裁決に特に慎重を要するものとして、①関税の確定、徴収又は滞納処分、②公安・風俗を害すべき物品又は児童ポルノに該当する旨の通知、③輸出し又は輸入してはならない物品の認定、④輸出又は輸入差止申立ての受理又は不受理、に限られていますので、再確認しておいてください（同法第 91 条）。

第 30 問（不当廉売関税） 正解率：44%

正解答（正しいもの）は「3」ですが、誤りである「1」を正しいものとして選択された方が全体の 24%、「2」を選択された方が同じく 13% 並びに「0」を選択された方が 7% おられましたので、正解率の低下に大きな影響を与えました。

特に、誤りである「1」を正しいものと選択された方は、設問中に「・・・限り、」と限定的な表現がある場合には、多くの場合、「待てよ？」と疑ってから内容を検討する必要があります。

III 通関書類の作成要領その他通関手続の実務

【総体的事項】

通関実務全体の正解率は 33% であり、9 %の方が合格基準に到達していました。

■申告書の作成

申告書作成全体の正解率は 35% でした。

輸出申告と輸入（納税）申告それぞれの正解率をみると次のとおりで、更なる努力が必要です。

①輸出申告 21%

②輸入（納税）申告 43%

■複数肢選択式、計算式及び択一式

複数肢選択式、計算式及び択一式全体の正解率は 31% で、申告書とほぼ同様の結果となりました。

なお、複数肢選択式、計算式、択一式それぞれの正解率をみると次のとおりで、更なる努力が必要です。

③複数肢選択式 22%

④計算式 31%

⑤択一式 36%

【個別事項】

問題のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

■申告書の作成

輸出及び輸入（納税）申告書の作成は、最近は通関実務としてのインコタームズに定める契約（取引）条件も通関手続の学習要件に加えて出題されるようになってきています。今回の設問は、申告価格（又は課税価格）の算出において、算入と非算入（控除）すべき費用などが、各々の取引条件によって異なること、また、個別の品目に係る費用の処理を正確に理解するための問題としましたが、輸入申告価格の解答においては正解率が低く、また、無回答が多いことからも意欲的な点でもう一つの努力が望まれます。

第 1 問（輸出申告書） 正解率：21%

今回の出題は、昨年の本試験問題に準じた木製品などの品目分類と DAT 契約条件による費用の算入・不算入による申告価格の処理としましたが、輸出申告書作成としては、これまでの成績と比べるとかなり低い正解率となりました。その原因是、品目分類において同一統計番号のまとめが二つあったことから、各々、異なった多くの貨物に対して合算適用したため、いろいろの合算後の価格が生じ、登録画面への入力の順番が前後にずれたこと、また、「宝石用の木製箱（第 44.20 項）と、類似の「宝石入れで紙により全面被覆したもの（第 42.02 項）」との区分について、関係する「注」及び「項の規定」によらないことによる二つの分類（第 44.20 項、第 42.02 項）となったことなどがあります。また、どういう理由からか、登録画面の第 1 欄から第 4 欄までに統計番号 10 行目が「X」のものの入力のケースがありました。

次の集計結果 ((a) ~ (e)) とコメントを踏まえ、今後の正確な分類の参考にして下さい。

- (a) 登録画面の第1欄 : 27% (d) 登録画面の第4欄 : 2%
(b) 登録画面の第2欄 : 4% (e) 登録画面の第5欄 : 67%
(c) 登録画面の第3欄 : 5%

第1欄 (a) : 「木製宝石箱(全面が千代紙で被覆)」の分類で、品目表の第 44.20 項の規定中の「・・・宝石用・・・の箱・・・」による分類ではなく、同項の注 1 (e) 及び第 42.02 項の規定中「・・・宝石入れ・・・(・・・全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。)・・・」に分類しますが、第 44 類を適用 (57%) したケースが多くありました。

第2欄 (b) : 「寄木のパネルと壁取付ラック」の分類が、第 44.20 項の規定により、第 4420.90 号に該当のところ、額縁 (59%)、第 4420.10 号 (12%)、その他の印刷物 (7%)、その他の木製品 (6%)、また、正解の選択肢番号を他の申告欄へマーク (54%) としたケースがありました。これは、分類相違の同一統計番号の合算により申告価格の入力順が変わることによるものです。

第3欄 (c) : 「木製の彫刻品と造花」が第 4420.10 号の「一木製の小像及びその他の装飾品」に分類のところ、第 93 類の家具 (48%) とし、また、上記 2 欄と同じく、額縁 (18%)、第 4420.90 号 (2%)、その他の印刷物 (3%)、その他の木製品 (13%)、更に、正解の選択肢番号を他の申告欄へマーク (76%) としたケースがありました。理由は、上記と同じで分類後の合算が入力順に相違を及ぼしています。

第4欄 (d) : 「木製の額縁」が特掲項の第 44.14 項に分類されず、第 44.20~21 項 (67%)、家具 (8%)、また、正解の選択肢番号を他の申告欄へマーク (79%) したケースがありました。理由は、上記と同じです。

第5欄 (e) : 少額貨物の「乾燥植物の葉」の代表番号のところ、他のもの(玩具)とした選定ミス (10%)などがありました。

なお、品目分類番号の 10 衍目が「X」となっている選択肢を第 1 欄から第 4 欄までに入力しているケースがみられることは特異なことです。

今後の要注意点は、品目分類において、同一のものの見極めと合算することについて注意深く実施していただきたいことと、なお、無回答が各欄 2%~5% いましたが、勉強結果を確かめるためにもすべての解答欄に記入できるよう努力して下さい。

第2問（輸入（納税）申告書） 正解率：43%

輸入申告書作成の出題は、衣類の申告書作成です。昨年の本試験に準じて、無償提供貨物の諸費用の取扱いを設定し、その他いろいろの経費を掲げた設問としました。申告価格では合格点に達しない成績でしたが、品目分類では乳幼児用の区分で戸惑いがあった他はよい成績で合格点に達しました。

- (1) 品目分類の正解率 66%
- (a) 登録画面の第1欄 : 82% (d) 登録画面の第4欄 : 45%
(b) 登録画面の第2欄 : 75% (e) 登録画面の第5欄 : 61%
(c) 登録画面の第3欄 : 68%
- (2) 申告価格（課税価格）の正解率 19%
- (f) 登録画面の第1欄 : 27% (i) 登録画面の第4欄 : 19%
(g) 登録画面の第2欄 : 14% (j) 登録画面の第5欄 : 22%
(h) 登録画面の第3欄 : 14%

品目分類 ((a) ~ (e))においては、正解率が第1欄では最高の82%に達していて、全体でも合格点を超えるました。

本問では、用途に男児用(Boy's')、女子用(Girl's')、婦人用(Women's)とし、品目分類上の「乳幼児(Babies')」の区分も加えたので、第62類注4のあることを確認してから分類してもらう必要があります。そのため同注を別冊に載せてあります。また、輸入申告でも選択肢番号の末尾が「X」のものの登録入力で第1欄～第4欄にしていることは特異なことだと思います。

正解率が更にUPする点は次のとおりです。

第1欄 (a) : 「男児用Tシャツ」の申告価格は最大のところ、選択肢番号を他の第2～5欄へ入力しています(4.4%)。

第2欄 (b) : 「婦人用スーツ」は下記(c)「女子用アンサンブル」(7.8%)と競合しているが申告価格の計算上でも逆転はしていません。

第3欄 (c) : 「女子用アンサンブル」では、上記(b)(6.4%)との競合と毛皮付を見落とさないことです。

第4欄 (d) : 「乳幼児衣類」の定義の第62類注4について再確認が課題です。

第5欄 (e) : 少額貨物2品目中の代表品目選定において最大価格の確認が課題です。選択肢番号に「X」付きのものが、登録入力で第1～4欄にあることは特異なことです。

なお、無回答が各欄5%～10%いましたが、勉強結果を確かめるためにもすべての解答欄に記入できるよう努力して下さい。

申告価格((f)～(j))においては、全般に正解率が14%～27%と低い状況となっています。

本設問の申告価格の計算は、FOB取引条件において、諸費用のうち加算となる費用又は不算入のもの、その費用の個別品目に直接加算のものとがあり処理方法が複雑になっています。

本設問では、昨年の第47回通関士試験(通関実務)第2問(輸入(納税)申告)に準じた無償提供貨物の処理などが出題されているので、本設問との関連で何度かのチェックをしてほしいと思います。

本設問の集計結果を精査すると、主要な誤りは各欄ともに以下の内容で相似しています。

第1欄 (f) : 仕入書価格へ加算なし2%、仲介料1%加算なし5%、デザイン料20万円を加算3%など。

第2欄 (g) : 仕入書価格へ加算なし2%、仲介料1%加算なし2%、ボタン費用の加算なし4%、ボタン費用46万円の加算なし3%、ボタン買付け料46千円の加算なし6%など。

第3欄 (h) : 仕入書価格へ加算なし1%、仲介料1%加算なし2%、ボタン費用48.5万円の加算なし3%、ボタン買付け料48.5千円の加算なし6%など。

第4欄 (i) : 仕入書価格へ加算なし0.4%、仲介料1%加算なし2%、合算しない価格US\$5,066.00による計算7%、合算しない他の価格US\$1,968.00による計算1%など。

第5欄 (j) : 仕入書価格へ加算なし1%、仲介料1%加算なし3%、3品目合算3%など。

なお、解答なしが24%～37%あり、勉強結果を確かめるためにもすべての解答欄に記入できるよう努力して下さい。また、マークシートへ記入時に8桁までの塗りつぶしがない等がありました。

このような正解率となりましたが、申告価格の計算方法については、これまでの事例集の問題を繰り返し解いて納得がいくまで行うことが望まれます。加算の計算の手順・方法などは、既に、輸入申告書作成問題の申告価格の計算方法としては確立した方法であって、特殊な計算をしなければならないものではありません。そこで、再度、過去の問題をおさらいしていただくと共に、本問についても、再度「解答・解説」を十分に理解して下さい。

■複数肢選択式

第3問（関税の加算税） 正解率：43%

正解答（正しいもの）は「4、5」ですが、「4」については全体の80%、「5」については同じく86%の方が選択しており、個々の内容について理解されておりましたが、両者を正しいものとして選択することができませんでしたので、複数肢選択式の難しさを示すものとなっていました。一方で、誤りである「1」を選択された方が全体の31%、「2」は同じく11%及び「3」は15%おられましたが、とりわけ「1」を選択された方は、加算税の対象は納税申告が必要とされる貨物が対象となっていることを、この機会に再確認願います。

第4問（輸出通関） 正解率：22%

極めて低調な成績に留まりました。理解を高めるよう、一層の努力が必要です。

特に、設問「1」については、平成23年に「輸出通関における保税搬入原則」の見直しが行われ、当該見直しを盛り込んだ改正関税法が同年10月1日から施行されました。これにより、従来は、保税地域に貨物を搬入した後に、当該保税地域を所轄する税関長に対して行うこととされていた輸出申告が、輸出の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域の所在地を所轄する税関長に対してすることができるものとされ、適正な輸出通関を確保しつつ、保税地域への搬入前に輸出申告を行うことが可能となりました。この設問は、特定輸出申告の申告先との混同を誘うものですが、基本的な法令改正については、出題される可能性が極めて高いので、改めてチェックし、整理しておいてください。

第5問（関税率法別表の所属の決定） 正解率：14%

正解率は極めて低調でした。「2、4」が正解ですが、「1、2、4」、「2、3、4」及び「2、4、5」を選択した方が合計で7%、「1、4」及び「3、4」を選択した方が合計で27%、「1、3」、「1、2」及び「4」を選択した方が合計で18%いました。誤りの組合せを選んだ方が多数見られるということは、品目分類の学習が未だ不十分であると推察されます。「1」ばれいしょの粉、「3」光学的に研磨したガラス製の眼鏡用レンズ及び「5」コルク製のサンダルは、所属の決定を間違い易い物品の一つです。該当する関税率法別表における類の注の規定や項の規定をよく参照し、再確認しておくことが必要です。物品の所属の決定に関する設問は、主として関税率法別表における類の注の規定に基づいて出題されています。過去問がどのような形式で出題がされているか傾向を知り、習熟することです。

第6問（課税価格の決定の原則によれない場合） 正解率：26%

正解率は極めて低調でした。

本問は、正しいものをすべて選ぶ問題で、正解は「2、4」でした。

正しい記述である設問「2」及び「4」を選んだ方は、それぞれ57%、79%であり、それなりに高いものでしたが、間違った記述である他の設問を正しいとした方が（設問「1」は10%、「3」は32%、「5」は31%）いたために、全体としての正解率は表記のようなものとなりました。

設問3は、輸入取引において、買手が特定の数量の他の貨物を売手から購入することを条件として売手が値引きをして当該輸入貨物の価格を設定している場合において、当該値引きにかかる額が明らかになっている時は、課税価格の決定を困難とする条件には該当しないので、課税価格の決定の原則により課税価格を決定することになることがあります。

また、設問5の逆委託加工貿易により取引される貨物は売買により輸入される貨物ではないので、定率法第4条第1項の原則によっては課税価格を決定できないと考えた方がいました。しかし、形式的に

はそのとおりですが、可能な限り取引価格を用いるという WTO 関税評価協定の趣旨を踏まえて、この取引による輸入貨物に対しても定率法第4条第1項及び第2項を適用することが、同法第4条第3項及び施行令第1条の9に特別に規定されております。

第7問（減免、戻し税制度） 正解率：5%

正解は「1、2」ですが、正解率は、極端に悪い結果となりました。

誤りである「1、4」を選択した方が最多解答で13%、次いで誤りの「1、3、4」及び「1、2、4」を選択した方々がそれぞれ9%ずつありました。

個々の選択状況をみると、正解である「1」、「2」を選択できた方々はそれぞれ57%、43%でしたが、誤りの「3」、「4」、「5」を選択した方々はそれぞれ41%、69%及び21%にも及び、又複数肢選択式であるにも係らず、一つしか選択しなかった方が7%もありました。

複数肢選択式の出題の場合は必ず複数の正解があります。問題はよく読み、択一式か複数肢選択式かを確認し、複数肢選択式の場合は必ず複数選択しましょう。

「4」の日本赤十字社が特定用途免税の適用を受けることができる場合は、外国の赤十字社等から寄贈された場合だけであり、直接輸入するものには適用がないことに留意しましょう。

「3」の大学、研究機関等が輸入する学術研究用品について特定用途免税の適用ができる場合は、新規の発明に係るものや本邦において制作することが困難と認められるものに限られていること、寄贈される場合には新規の発明等の要件はないことに留意しましょう。

「2」の無条件免税で輸入される「注文の取集めの見本」の場合は、①見本用以外には使用できないものは金額制限がなく、②見本のマーク等を付した物等で課税価格の総額が5,000円以下のものの2種類あること、「5」の再輸出免税の適用を受けようとして輸入される「注文の取集めの見本」の場合は、商品見本である旨の表示は必ずしも必要とはされていません。

■計算式

第8問（修正申告により納付すべき関税額の計算） 正解率：56%

比較的易しい問題であったものの、正解率は低調でした。

その理由の一つが、答をマークシートへ転記するにあたり、答の頭に千万円台まで「0」を記入しなかつた方が9%もいたことです。これを足せば、65%に到達することができるものでした。ちょっとの気の緩みが合否を分けることになります。マークシートへの記入方法は、試験問題の最後の頁に記載されておりますので、見直しておいて下さい。

また、関税額の端数処理について、「百円未満は端数切捨て」というルールを「四捨五入」と勘違いして計算したと思われる方が相当数いましたので、これもしっかりと身に付けて下さい。

第9問（過少申告加算税の計算） 正解率：25%

正解率は極めて低調でした。

加算税については、基本となる税率は10%ですが、加重加算税の15%があることを忘れていたと思われる答が相当数ありました。また、正しい答を導き出したものの、第8問と同様に、答をマークシートに転記する際に頭に「0」を付加しなかった方が3%おりました。

解答なしの方が9%いました。

第 10 問（課税価格の計算） 正解率：42%

課税価格の計算問題の中では、この問に対する正解率は比較的高かったものの、合格水準といわれるものから見るとかなり低調でした。

本問では、仕入書価格のほかに支払う費用が加算要素であるか否かを検討することがポイントの一つでしたが、次の 2 点について誤っている方が少なからずおりました。

- ① 輸入貨物の生産に使用されるデザインが買手から売手に無償で提供されている場合には、原則としてそのデザインの開発費用は課税価格に含まれることになっているものの、当該デザインが本邦で開発されたものである場合には、加算要素から除外されていることを忘れて、加算した方の割合が 7% ありました。
- ② 輸入港の保税地域で行った輸入貨物の検品等の作業費は、輸入港到着後に発生した費用であることから課税価格に含まれないことになっているにもかかわらず、これを加算した方（5%）がありました。

解答なしの方が 14% の多数に上りました。

第 11 問（課税価格の計算） 正解率：19%

正解率は極めて低調でした。

本問では、各種の加算要素や、加算不要な要素を検討するように仕組みました。そのせいか、正解率は非常に低いものとなりました。これらの調整項目が多数に亘ったため、受験者の最終解答の数字からでは、どの要素に受験者が誤りを犯したのかを判明できませんでした。正解でなかった方は、「解答と解説」をご覧になって、自分の誤りの原因を見つけ出して下さい。

解答なしの方が 15% もおりました。

第 12 問（課税価格の計算） 正解率：16%

正解率は極めて低調でした。

本問では、正しい課税価格を計算するために、7 つの項目について加算の要否を検討する必要があるように問題を設定したところ、目立った誤りとしては、受験者の 9% の方が輸出港倉庫での一時保管の費用を加算しておりました。（輸入貨物を輸出国の工場から輸入港までの運送関連費用は、途中での倉庫の保管費用も含めて課税価格を計算する必要があります。しかし、買手が、輸入貨物を輸入取引契約に基づく取引条件により売手から引渡しを受けた後、本邦における市場の状況を考慮して当該輸入貨物を貨物引渡地である輸出港にある倉庫に一時的に保管した場合には、その保管料は定率法第 4 条第 1 項第 1 号の加算要素には該当しないので、加算する必要はありません。）

本問でも、解答なしの方が 18% もありました。

■ 択一式

第 13 問（関税の納付） 正解率：63%

正解答（正しいもの）は、「3」ですが、誤りである「2」を選択された方が全体の 7%、「4」は 11% 及び「5」は 12% おられましたので、正解率の低下に影響を与えておりました。

第14問（課税価格の計算方法） 正解率：36%

本問は、正しいものを一つ選ぶ（正しいものがない場合には、「0」と記入する。）問題で、正解率は非常に低いものでした。

正解は「0」ですので、正しい設問は一つもなかった訳ですが、誤った設問を正しいと選択した方の数は、次の通りです。

すなわち、設問「3」を誤りとした方：22%、「5」を誤りとした方：14%、「4」を誤りとした方：11%、「1」を誤りとした方：9%、「2」を誤りとした方：7%となっていますが、いずれの設問も、これまでに頻繁に出題されておりますので、正しい解答を復習して覚えるようにして下さい。

第15問（関税率定率法別表の部注及び類注） 正解率：28%

正解率は極めて低調でした。正解は「1」ですが、「5」を正しいとして選択した方が36%、「4」を選択した方が11%いました。「5」の二以上の機械を結合した複合機械及び二以上の機能を有する機械は、主たる用途に基づいて所属を決定し、また、「4」の動物の腸、胃等は、肉として第2類に含まれるという記述は、一見正しいと思われるかもしれません、注の規定により明確に定められていますので、確認してください。受験生が間違い易い設問は、繰り返し出題されるものがあります。学習法としては、過去間に取り組み、出題される注の傾向を知り、注の規定に精通することです。そうすれば、注についてどこをポイントとして抑えておけばいいかが分かると思います。

第16問（関税率定率法別表の所属の決定） 正解率：45%

正解率は低調でした。更なる努力が必要です。正解は「4」ですが、「3」「2」及び「5」を選択した方がそれぞれ19%、13%及び10%いました。これら誤りの選択肢を選択された方は、所属の決定についての基礎知識がないと判断せざるを得ません。第1類から第97類までに含まれる物品又は含まれない物品は、広範囲かつ多岐に亘りますので、一夜漬けで覚えるというわけにはいきません。日頃の地道な努力が必要です。繰り返し出題されている物品もありますから、過去問を反復練習し、できるだけ多岐の類の物品を覚えることです。

第17問（特惠関税制度） 正解率：13%

正解答（正しいもの）は「5」ですが、正解率は極めて低調でした。特惠関税の適用を受けるためには、原則として、原産地証明書を税関長に提出することが必要となります、災害その他やむえない理由がある場合や、当該証明書を提出することができないことについて、輸入の許可前引取りの承認を受けることを条件に税関長の承認をそれぞれ受けたときは、後ほど提出することが可能です。特に、許可前引取りの承認を受けるためには担保の提供が必要であること、当該原産地証明書を持参しなければ特惠関税を適用して輸入の許可が行われないこととなるので、特惠関税制度の維持が可能となることを理解する必要があります。

一方で、誤りである「3」と「4」を正しいものとして選択された方が全体の36%と21%おられましたが、この問題は、やや引っ掛けに近いものですから注意して設問を読む必要があります。「3」の「輸入申告」は、「特例申告」であり、また「4」の「当該物品の生産者」は、「原産地証明書を発給した者」でありますが、一見すると誤っているものが正しいものとして見間違うので注意が必要です。